

# 公 示

## 2023年度認定「不明組合員」の 「みなし自由脱退」手続きについて

沖縄医療生活協同組合では、不明組合員管理規約に基づき、2025年3月31日付けをもって、みなし自由脱退の手続きを行います。

1. 対象者は、2年以上所在確認できなかった方で、当生協の利用実績がなく不明組合員と認定、その後1年以上経過した組合員です。
2. 対象者の名簿は、沖縄医療生活協同組合の本部事務所に備え付け、閲覧に供します。
3. 閲覧期間は、2025年2月1日より2月28日までとします。  
閲覧時間：月～金曜日 9時～16時まで（土・日、公休日を除く）
4. 不明組合員の「みなし自由脱退」は、2025年3月理事会にて承認し、総代会において報告されます。
5. 脱退手続き後に、対象者の所在が確認された場合は、不明組合員管理規約に基づき、復帰手続きを行います。

2025年2月1日

沖縄医療生活協同組合

住所：豊見城市根差部 588 番地 3

電話：098-856-3107

理事長 上原 昌義

## 「不明組合員のみなし自由脱退手続き」の公示について

2025年2月1日

沖縄医療生活協同組合

理事長 上原昌義

定款第9条に基づき、不明組合員のみなし自由脱退手続きに関して、公示を行います。

下記期間中、対象となる不明組合員の名簿は、沖縄医療生協本部まちづくり推進部にて、閲覧することができます。住所が確認できましたら、通常管理の扱いとなります。

お心あたりの方、また情報等お持ちの方は、沖縄医療生協本部まちづくり推進部までお問い合わせをお願いします。

■閲覧期間 2025年2月1日～2月28日

■閲覧場所 生協本部まちづくり推進部 豊見城真玉橋 588-3

■受付時間 月～金 9時～16時まで（土・日曜、祝祭日を除く）

■お問い合わせ先 098-850-9004

### 「みなし自由脱退」とは

組合員が2年間所在不明となり、さらに1年の経過期間をおいて、引き続き所在が不明の場合は、本人より脱退の予告があったものとなして、脱退の手続きをとることをいいます。